

## 一時金Q&A

### 《 1 制度全般について》

1. 今回の一時金はどのような趣旨で交付されるものですか。

- 福島県新型コロナウイルス緊急対策（以下、「福島県緊急対策」）に伴う飲食店への営業時間短縮要請や県民に対する不要不急の外出自粛により影響を受け、売上が減少した中小事業者を支援するために交付するものです。

2. 交付額はいくらですか。

- 経営規模や法人経営・個人経営にかかわらず一律20万円となります。

### 《 2 交付対象者について》

1. どのような事業者が交付対象となりますか。

- 交付要件は以下の①～⑧を全て満たす事業者となります。
  - ① 県内に本社又は本店がある中小事業者（個人事業主を含む）で、法人の場合は中小企業基本法上の「会社」に該当し、以下の（ア）又は（イ）に該当すること。
    - （ア）資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
    - （イ）資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。
  - ② 県内の飲食店と直接または間接の取引がある、または不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けたことにより、令和3年1月または2月の売り上げが前年同月比で50%以上減少したこと。
  - ③ 国が実施する「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の給付を受けておらず、今後も受ける予定がないこと。
  - ④ 令和2年の確定申告を行い受領していること。
  - ⑤ 本一時金の申請時に事業を継続していること。
  - ⑥ 以下の（ア）又は（イ）のいずれにも該当しないこと。
    - （ア）福島県緊急対策における営業時間短縮要請の対象事業者
    - （イ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
  - ⑦ 以下の（ア）から（エ）のいずれにも該当しないこと。
    - （ア）国、法人税法別表第1に規定する公共法人
    - （イ）政治団体

(ウ) 宗教上の組織又は団体

(エ) 指定管理者、第三セクター

- ⑧ 福島県暴力団排除条例（平成 23 年福島県条例第 51 号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。

2. 福島県外に本社があり、福島県内に支店があります。この場合、交付対象となりますか。

- 交付対象となりません。
- なお、フランチャイズ契約を締結し、県内で事業を展開する県内中小事業者は、「県内に本社又は本店がある中小事業者」の要件を満たすものとします。

3. 自分の業種が対象となるか教えてほしい。

- 業種で判断するのではなく、売上が減少した理由（福島県緊急対策に基づく要請による影響を受け、売上が減少したか否か）で判断することから、申請いただいた内容を確認し、交付対象となるか判断します。
- そのため、コールセンター等でも、個別の業種が一時金の対象となるかについて、お答えすることはできません。
- なお、影響の区分ごとに申請が想定される業種は以下のとおりです。
  - ① 県内の飲食店と直接・間接の取引がある事業者  
→ 飲食店への卸売業者、生産者（農業、漁業等）、飲食料品製造者（酒造、食品加工事業者等）、飲食店消耗品製造業者（割り箸、おしぼり業者等）、飲食店向けサービス提供者（機材リース、クリーニング等）などを想定。
  - ② 不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けた事業者  
→ 宿泊業（旅館、ホテル等）、観光施設（土産物店等）、交通事業者（タクシー、運転代行等）、サービス業（理美容室等）、飲食業（営業時間短縮要請の対象店舗を除く） など
- ただし、上記以外にも①飲食店と直接・間接の取引がある事業者、または②不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けた事業者は対象となります。

4. 要件とされている、直接または間接の取引がある飲食店の範囲を教えてください。

- 福島県緊急対策に伴う、営業時間短縮要請の対象となった飲食店を指しません。

5. 不要不急の外出自粛により直接的に影響を受けたとは具体的にどのようなものでしょうか。

- 消費者に対面または直接商品やサービスを提供する事業者が、不要不急の外出自粛要請に伴い人出が減少したことで、販売等の機会が減り、売上が減少した場合を指します。

6. 昨年（令和2年1月または2月）の売り上げは、既に新型コロナウイルスの影響が出ていて、例年より少ない状況でした。このため、今年（令和3年1月または2月の売り上げ）と比較すると前年同月比で50%以上減少しない場合は、交付対象とならないのですか。

- 令和2年1月又は2月の売上が新型コロナウイルス感染症の影響を受けていた場合、または令和元年東日本台風の影響を受けていた場合に限り、例外的に前々年度（平成31（2019）年1月または2月）の売上と比較して50%以上減少している場合に交付対象となります。
- 8ページの「一時金Q&A」5-5、5-6も確認してください。

7. 令和2年3月に創業したため、令和3年1月または2月と前年同月の売上比較ができません。この場合、いつの時点と比較すればよいのですか。

- 令和2年2月2日以降に創業した事業者は、令和3年1月または2月の売上が令和2年11月または12月の売上と比較して、50%以上減少している場合は、交付対象となります。
- 新規創業者の創業時期ごとの、申請時に記載できる比較対象月は下記表のとおりとなります。

創業時期	比較対象月
令和2年2月2日～11月1日	令和2年11月又は12月
令和2年11月2日～12月1日	令和2年12月
令和2年12月2日以降	一時金対象外

8. 飲食店を営んでいますが、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業をしておらず、福島県緊急対策に基づく時短営業要請の対象ではなかったため、協力金も受けていません。この場合は、今回の一時金の対象にはなりませんか。

- 夜間時間帯の営業をしていない、あるいは酒類を提供していないなど、時短営業要請の対象ではない飲食店について、福島県緊急対策に基づく不要不急の外出自粛要請により影響を受けた場合に一時金の対象となる可能性があります。
- 一時金を申請する際には、影響区分は「外出自粛により直接的な影響を受けた」を選択してください。
- なお、酒類の提供を行っている飲食店における、通常の営業時間ごとの一時金交付の可否の例は次のとおりです。

通常の営業時間	一時金交付の可否
午前 11 時～午後 8 時	○
午後 5 時～午後 8 時	○
午前 11 時～午後 9 時	×
午後 8 時～午後 11 時	×
24 時間営業	×

※通常の営業時間に関わらず、酒類の提供を行っていない飲食店は、時短営業要請の対象には該当せず、一時金の対象となり得ます。

9. 福島県緊急対策の営業時間短縮要請で時短営業協力金を申請しましたが、交付要件を満たさないため、不交付となりました。この場合、一時金は交付対象となりますか。

- 県全域の営業時間短縮要請の対象事業者であれば、交付対象となりません。
- ただし、不交付の理由が「対象事業者でないこと」（夜 8 時～朝 5 時までの時間帯に営業していない、酒類を提供していない等）である場合は、一時金の対象となる可能性があります。
- 3～4 ページの「一時金 Q & A」2～8 も確認してください。

10. 複数店舗を経営している事業者は、店舗ごとに交付を受けられますか。

- 事業者単位で交付しますので、経営店舗数が複数であっても一律 20 万円となります。

11. 宿泊業と食品加工業など 1 事業者で異なる 2 つ以上の業種を営んでいる場合は、売上は業種ごとに計算するのでしょうか。

- 売上の計算は、事業者単位で行います。

- 単独業種では前年同月比50%以上減少していても、事業全体では前年同月比で50%以上減少していない場合は対象外となります。

12. 国が実施する「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」と、本県版一時金の両方を受け取ることはできますか。

- 本県版一時金の申請にあたっては、国が実施する「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の給付を受けておらず、今後も受ける予定がないことを交付要件としておりますので、両方を受け取ることはできません。

13. 確定申告が必要ない事業者は本県版一時金を受け取ることはできますか。

- 確定申告をしていることが要件となります。
- 確定申告の対象外の事業者については、一時金の対象外となります。

14. 1年のうち特定の時期に売上が集中し、例年1月又は2月は売上が無い場合、一時金を受け取ることはできますか。

- 福島県緊急対策による影響を受けた事業者が対象となるため、1月又は2月の売上の減少が確認できない事業者は対象外となります。

### 《3 交付申請手続きについて》

1. 申請書類を直接県庁に持っていきたいのですが、受け付けてもらえますか。

- 書類の紛失等を防止するため、受付窓口を福島県一時金事務局に統一しております。
- 直接県庁に持参いただいた場合は受付できませんので、郵送又は電子申請での提出にご協力ください。
- なお、郵送の場合の送付先は以下のとおりです。

〒960-8043

福島市中町1-19 中町郵便局留 福島県一時金事務局 宛

### 《4 申請書の記載内容について》

#### ◆飲食店との取引がある事業者◆

1. 飲食店と直接取引がある場合、どのような飲食店を、取引先飲食店として記載するのでしょうか。

- 申請される方が、直接、商品・サービスを提供している飲食店を、取引先飲食店と記載してください。
- 例えば、農業者が直接生産物を納入する飲食店や、清掃事業者がクリーニングサービスを行っている飲食店等について、取引先として記載してください。

**◆飲食店との取引がある事業者◆**

2. 飲食店と間接取引がある場合とは、どのような場合でしょうか。

- 申請される方が、卸売業者や流通業者を通して、飲食店へ商品を提供している場合が該当します。
- 具体的には、器具販売業者が仲卸業者を通して飲食店へ商品を販売している場合や、酒造業者が流通業者を通して飲食店へ商品を提供している場合が該当します。

**◆飲食店との取引がある事業者◆**

3. 自社の商品は卸業者に販売しており、最終的にどの飲食店で取扱われているかわからないのですが、申請はできますか。

- 本一時金は、県が実施した緊急対策に基づく要請に伴い、飲食店の時短営業により影響を受けた事業者等を対象としております。
- 最終的に自社の商品が、どの飲食店で取扱われているか分からない場合には、売上の減少が県の緊急対策に基づく時短営業の影響と判断できないことから、交付対象外となります。

**◆外出自粛の影響を受けた事業者◆**

4. 外出自粛により売上が下がったゲームセンターに、商品を納入している事業者は一時金の交付対象となりますか。

- 消費者に直面又は直接的に商品・サービスを提供している事業者には該当しないため、一時金の交付対象外となります。
- 3ページの「一時金Q&A」2-5も確認してください。

**◆外出自粛の影響を受けた事業者◆**

5. ネット販売のみの事業形態ですが、一時金の対象となりますか。

- 対面又は直接的に商品・サービスを提供していると判断できないため、一時金の対象外となります。
- ただし、県内の飲食店へ直接又は間接の取引があると認められる場合には、一時金の対象となる場合があります。

◆外出自粛の影響を受けた事業者◆

6. 確定申告上の登録事業所は福島県内にありますが、商品・サービスの提供は福島県内では行っておりませんか。一時金の交付対象となりますか。

- 商品・サービスの提供場所が福島県外の場合、不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けたと判断できないため、一時金の交付対象外となります。

≪ 5 申請時の提出書類について ≫

1. 事業が継続していることがわかる資料とは何ですか。

- 申請日の3週間前から1週間前までの2週間分の売上が確認できる、日ごとの売上台帳になります。  
＜例1＞3月25日申請の場合：3月4日～17日の日ごとの売上台帳  
＜例2＞4月5日申請の場合：3月15日～28日の日ごとの売上台帳

2. 令和2年分の確定申告がまだ済んでいないのですが、申請可能ですか。

- 確定申告書の売上と、令和3年1月又は2月の売上を比較し、売上が減少したことを確認するため、確定申告書の提出は必須となります。
- 令和2年分の確定申告が受理されてから、一時金の申請を行ってください。

3. 收受日付印が押印されていない確定申告書で申請可能ですか。

- 收受日付印が押印された確定申告書を提出してください。
- e-Taxによる電子申告の場合は、收受日付印が押印されませんので、「受信通知」を合わせて提出してください。

4. 白色申告で確定申告を行っているのですが、確定申告書には月毎の売上が記載されていません。この場合は、どのように売上減少を確認するのですか。

- 白色申告の方は、確定申告書のほか、令和2年全ての月の売上が分かる売上台帳等を提出してください。
- そのうえで、対象となる令和2年1月又は2月の売上と令和3年1月又は2月の売上を比較することになります。

5. 令和元年東日本台風により被災したので、平成31(2019)年の売上と比較したい場合、必要な添付書類はありますか。

- 令和元年東日本台風で被災された場合は、罹災証明書を提出してください。

6. 令和2年1月の時点で新型コロナウイルスの影響により売上が減少していたのですが、平成31(2019)年の売上と比較したい場合、必要な添付書類はありますか。

- 令和2年1月又は2月の時点で新型コロナウイルスの影響により売上が減少していた場合、申請書の「4 売り上げ減少の内容について③」に具体的な状況を記載してください。